

指 定 管 理 者 募 集 要 項

1 募集の趣旨

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年門真市条例第21号。以下「手續条例」という。）に基づき、公の施設である障がい者福祉センターにおいて市民のニーズに適確に応え、より質の高いサービスの提供と効率的な管理運営を目指すため、指定管理者を次のとおり募集します。

2 施設の概要

施設の設置目的

日常生活において介護を要する身体、知的及び精神障がい児（者）並びに難病患者（以下「障がい者等」という。）に対し、生活介護、自立訓練（以下「生活介護等」という。）及び放課後等デイサービスのサービスを提供することにより障がい者等の福祉の向上及びその介護者の負担軽減を図る。また、福祉関係団体に対する貸館業務を行うことにより、障がい福祉活動の推進に寄与することを目的とする。

名 称	障がい者福祉センター	
所 在 地	門真市御堂町14番1号 門真市保健福祉センター内	
施 設 の 内 容	① 延床面積（管理延床面積）	964.87㎡
	② 建築構造	鉄筋コンクリート一部鉄骨造4階建 2階部分
	③ 施設の内容	食堂 96.78㎡
		デイルーム、和室及び談話室 125.82㎡
		※ 固定式パーテーションを設置
		事務室・相談室 64.45㎡
		※ 相談室については固定式パーテーションを設置
		浴室 88.09㎡
		特別浴室 22.91㎡
		脱衣所 110.90㎡
		厨房 98.77㎡
		集会室 36.81㎡
		相談室 20.34㎡
		社会適応訓練室（1） 41.78㎡
		社会適応訓練室（2） 41.68㎡
		ミーティングルーム 61.35㎡
		録音室 13.86㎡
		情報製作室 26.86㎡

	倉庫	24.27㎡
	身障者WC	6.12㎡
	身障者WC	5.34㎡
	アトリエ	64.54㎡
	職員更衣室	14.21㎡
	施設図面（別紙1）	
	備品台帳（別紙2）	
	運営状況・貸館状況（別紙3）	
	利用定員	
	生活介護等サービス	20名
	放課後等デイサービス（重度心身障がい児）	5名
	放課後等デイサービス（重度心身障がい児以外）	10名
	※利用定員の変更は、市と指定管理者の協議の上、決定する。	

3 指定期間及び指定管理料

- (1) 指定期間は、令和6(2024)年4月1日から令和11(2029)年3月31日までとします。ただし、市が管理を継続することが適当でないとき認めるときは、指定期間中であっても、手続条例第11条の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消すことがあります。この場合、指定管理者の損害に対して市は賠償しません。また、取消しに伴う市への損害については、指定管理者に請求することがあります。
- (2) 指定管理者は、利用料金（4-4）を収入とすることができるため、指定管理料については無料とします。

4 指定管理者が行う業務の範囲等

(1) 指定管理者が行う業務の範囲

- ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条に規定する生活介護等及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスに関する業務
- ② ミーティングルーム等の貸出しに関する業務
- ③ 施設及び設備の維持管理に関する業務
- ④ 施設の利用に係る料金の徴収に関する業務
- ⑤ ①から④に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

なお、指定管理者が行う業務については、原則第三者に委託することはできません。ただし、事前に書面により市の承認を得たときはこの限りではありません。

(2) 指定管理者に係る権限

① 利用者許可の権限

施設の利用許可及びその取消しについては手続条例及び門真市保健福祉センター条例（平成12年門真市条例第9号）に従い、公正かつ公平な手続のもとに行ってください。また、天災等の緊急事態が発生し、その対応について市の承認を得ることができない場合は、指定管理者の判断により利用の禁止及び施設を閉鎖し、利用者及び利用予定者にその旨を通知するとともに、事後速やかに市に経過報告をすることとします。

② 施設及び設備に対する改修並びに整備

施設の設置目的を損なわない範囲で、原則として指定期間終了時に原状回復することを条件に、指定管理者が自主的に施設及び設備の一部を変更、改修又は整備していただくことは可能です。ただし、あらかじめ市の承認が必要となります。

(3) 管理運営に当たって遵守すべき法令等

指定管理者の応募に当たっては、この要項に定めるもののほか、次に掲げる法令を遵守してください。

- ・ 障害者総合支援法及び児童福祉法
- ・ 地方自治法及び同法施行令
- ・ 門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例及び同条例施行規則
- ・ 門真市保健福祉センター条例及び同条例施行規則
- ・ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- ・ 門真市情報公開条例（平成11年門真市条例第13号）及び同条例施行規則
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）
- ・ 門真市暴力団排除条例（平成24年門真市条例第2号）及び同条例施行規則
- ・ 労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働組合法、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、労働者災害補償保険法、雇用保険法、健康保険法、厚生年金保険法、消防法、警備業法、電気事業法、その他の指定予定施設の管理に関する法令等

(4) 利用料金

生活介護等の事業の利用に係る料金は次に定める額を収入とすることができます。

① 障害者総合支援法第29条第1項に規定する「特定費用」（※注1）として市長が別に定める額

※注1 特定費用とは、食事の提供に要する費用、居住若しくは滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用です。

② 障害者総合支援法第29条第3項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（※注2）

※注2 公立減算（所定単位の965/1000を算定）の適用となります。

③ 児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する「通所特定費用」（※注3）として市長が別に定める額

※注3 通所特定費用とは、食事の提供に要する費用、その他の日常生活に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用です。

④ 児童福祉法第21条の5の3第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

⑤ 前4号に規定する範囲内で市長の承認のもとに費用の額の設定をすることもできます。

なお、利用に係る料金が発生する事業等の具体の提案がある場合は、事業計画書に記載してください。

(5) 事業報告書の提出

① 指定管理者は、手続条例第8条の規定により毎会計年度終了後60日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市に提出していただきます。

ア 管理業務の実施状況

イ 施設の利用状況及び利用料金収入実績

ウ 管理経費の収支状況

エ 施設の保全状況（修繕実施状況を含む。）

オ その他市が必要と認める事項（人権研修の実施状況、障がい者雇用状況報告等）

② その他

指定管理者は、市が施設の管理運営について、必要と認めた場合には随時に報告を行い、実地調査及び協議に応じていただきます。

(6) 業務関連の保険

指定管理者は、業務上の瑕疵により生ずる損害賠償に対する対人・対物賠償責任保険のほか、利用者傷害保険や福祉車両（市の保有する公用車4台（内、リース車1台を含む。）以下同じ。）に係る保険等に参加してください。ただし、リース車については、令和6年8月31日（リース期間満了日）までの加入とします。

なお、施設の火災保険及び市の保有する福祉車両4台分の自賠責保険については、市で加入します。

(7) 市の保有する福祉車両について

市の保有する公用車4台の内、リース車1台の使用については、リース期間終了期限の令和6年8月31日までとします。また、リース車以外の3台については、故障し、修繕不可となった場合には廃車することとし、新車購入は行わないこととする。

市は新車購入を行わないため、必要な場合は指定管理者が用意するものとする。

(8) 市の設置するAEDについて

市の設置するAEDの使用については、リース期間終了期限の令和9年1月31日までとする。その後は指定管理者が用意するものとする。

5 開館時間及び休館日

区 分	開館時間	休 館 日
生活介護等事業に係る部分	午前9時から 午後5時30分 まで	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 1月1日から同月3日までの日 ((1)に掲げる日を除く。)
放課後等デイサービス事業 に係る部分	午前9時から 午後7時まで	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 1月1日から同月3日までの日 ((1)に掲げる日を除く。)
ミーティングルーム等の貸館 業務に係る部分	午前9時から 午後9時まで	(1) 土曜日 (2) 休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの 日 ((1)及び(2)に掲げる日を除く。)

備考

- 1 この表の記載事項を管理運営に当たっての基本としますが、事業の実施等において施設の有効利用を図るに当たり、開館時間の延長や休館日の変更について提案がある場合は、事業計画書に記載してください。
- 2 ミーティングルーム等を使用する際、日曜日で午後6時を超える場合については、事前に市（保健福祉センター運営管理担当課）へ連絡してください。

6 募集に当たっての基本条件

(1) 申請者の資格

次に掲げる要件を満たす商法及び民法並びに特定非営利活動促進法上の法人及びその他の法人、若しくは複数の法人が構成するグループであること。

- ① 地方自治法施行令第167条の4に規定する一般競争入札の参加制限要件に該当しないこと。
- ② 地方自治法第244条の2第11項の規定により、市又は他の地方公共団体から指定管理を取消し又は停止された団体等については、指定取消日又は停止期間満了日から1年以上を経過していること。
- ③ 市から建設工事等に係る入札参加停止措置を受けていないこと。
- ④ 直近3年間に国税（法人税及び消費税）、地方消費税、固定資産税、都道府県民税、市民税の滞納がないこと。
- ⑤ 労働者災害補償保険に加入していること。
- ⑥ 会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全でないこと。
- ⑦ 当該施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から取消し又は停止を

受けた団体については、取消日から1年以上、停止期間満了日から6箇月以上を経過していること。

- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団や、同条第6号に規定する暴力団員又は門真市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者の利益になる活動を行う者に該当しないこと。
- ⑨ 代表者、役員又は使用人が刑法第96条の6（公契約関係競売等妨害）又は第198条（贈賄）に違反する容疑があったとしても逮捕若しくは送検又は逮捕を経ないで公訴を提起されてから1年以上経過していること。
- ⑩ 団体やその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条（私的独占又は不当な取引制限の禁止）又は第8条第1項第1号（禁止行為）の規定に違反するとして、公正取引委員会や関係機関に認定された日から1年以上経過していること。

(2) 指定管理者として果たすべき責務

施設の管理運営を行うに当たり、次に掲げる事項を遵守してください。

① 事業所指定

事業開始までに、指定管理者が提供するサービスに係る事業所指定を受けておくこと。

なお、指定を受けるまでには期間を要するので、十分な余裕を持って申請すること。

② 善良な管理者の注意義務

指定管理者は、善良な管理者の注意をもって、施設及び備品の管理を適正に行い、常に良好な状態に管理運営する義務を負います。

③ 住民の施設利用に対する対応

施設は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために設置された「公の施設」であり、その利用に際しては、公正かつ公平な取扱いをしてください。

また、正当な理由がない限り、当該施設の利用を拒むことはできません。

④ 個人情報の取扱い

指定管理者は、指定管理施設の利用等に係る個人情報を保護するための措置を講じなければならないため、協定締結の際には、個人情報保護法その他個人情報保護に関する関係法令及び「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければなりません。又、指定管理者には保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置が義務付けられ、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはなりません。

⑤ 情報公開への対応

手続条例第14条第3項の規定に基づき、施設の管理に関する業務に係る情報の提供その他情報公開のために必要な措置を講じていただきます。また、指定管理者は、当該施設の管理運営に関し、市があらかじめ指定する書類を当該施設に備

え置き、一般の方が閲覧できるようにしてください。

なお、市に提出していただく申請書類等（当該募集に係る申請書類を含む。）についても情報公開の請求対象となります。

⑥ 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応

利用者よりインボイスの交付を求められた際には、指定管理者がインボイスを交付する必要があります。

⑦ 労働関係法令の遵守

施設の管理運営に関し、業務に従事する者の労働に関する権利を保障するため、次に掲げる法律、労働関係法令等を遵守してください。

労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働組合法、男女雇用機会均等法、労働者災害補償保険法、雇用保険法、健康保険法、厚生年金保険法等

⑧ 公正採用への対応

大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱（平成9年5月7日施行）又は大阪労働局公正採用選考人権啓発推進員設置要綱（平成12年4月1日施行）に基づき、一定規模の事業所においては「公正採用選考人権啓発推進員」を設置してください。また、設置していない場合は、対応していただきます。

<一定規模の事業所とは>

- ・ 常時使用する従業員数が25名以上の事業所
- ・ その他大阪府知事又は公共職業安定所長が選任することが適当であると認める事業所

⑨ 人権研修の実施

業務に従事する者が人権について正しい認識を持って業務に当たれるよう、管理運営に係る研修以外に人権研修を行ってください。

⑩ 就労支援及び就職困難者等の雇用並びに障害者法定雇用率の達成への取組

ア 指定管理者は、新たな雇用を行う場合には、門真市民の雇用にもできるだけ配慮してください。

イ 障がい者、高齢者、ひとり親家庭の父母など就職困難者に対応した雇用を図ってください。また、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）では、事業主に対し法定雇用率を達成する義務を課しており、これを誠実に履行してください。

⑪ 継続雇用への配慮

職員等の雇用に当たっては、雇用の安定化を図るため、既存の職員の継続雇用に配慮して下さい。

⑫ 守秘義務

施設の管理運営を行うに当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用することはできません。また、指定期間が終了した後も同様です。

⑬ 指定管理業務の継続が困難になった場合における措置

ア 指定管理者は、指定管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに市に報告しなければなりません。

イ 指定管理者の責めに帰すべき事由により適正な施設管理が困難となった場合又はそのおそれがあると認められる場合は、市は指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができます。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつたときは、市は、指定管理者の指定を取り消すことができます。

ウ 指定管理者が市の指示に従わないとき、指定管理者の財務状況が著しく悪化するなど指定管理業務の継続が困難と認められるときは、市は、指定管理者の指定を取り消すことができます。

エ 上記イ及びウにより指定管理者の指定を取り消され、市に指定管理者の債務不履行による損害が生じた場合には、指定管理者は賠償の責めを負うこととなります。

オ 市又は指定管理者の責めに帰することができない事由により指定管理業務の継続が困難となった場合は、市及び指定管理者は、指定管理業務継続の可否について協議することとします。

⑭ 防災・安全対策の実施及び非常時の危機管理体制の確立

利用者の安全等を確保するため、適切な防災・安全対策を講じてください。また、地震等の災害や事件等の危機事象発生時においては、各種法令を遵守するとともに、災害時においては市の防災計画等を踏まえ、市をはじめ警察、消防等と連携を取り、適切に対応できるよう万全の危機管理体制を確立し、大規模な災害が発生した場合には、市の災害対策に協力してください。

⑮ 市が実施する事業への協力

市が施設において実施する事業については、積極的に支援及び協力してください。

⑯ 環境問題への取組

地球規模の環境保全のため、市が取り組んでいる省エネルギー、省資源等への取組に協力してください。

⑰ 調査及び報告の協力

国、府、市等が実施する施設に関する各種調査及び報告については速やかに対応してください。

⑱ 文書等の管理及び保存

指定管理業務を行うに当たり作成し、又は取得した文書等は、門真市文書管理規程(平成元年門真市訓令第3号)等を参考に適正に管理及び保存することとします。また、指定期間終了後に、市の指示に従って文書の引継ぎ等を行うことがあります。

⑲ 感染症対策業務

当該施設において感染症が発生及び蔓延しないよう次の事項に留意して適切な

措置を講ずるよう努めていただきます。

ア 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言及び指導を受けるとともに、感染症対策マニュアル等を作成し、その発生時においては関係機関と常に密な連携を図ってください。

イ 腸管出血性大腸菌感染、レジオネラ症、新型インフルエンザ等の感染症対策については、その発生及び蔓延を防止するための適切な措置を講じてください。

ウ 上記ア及びイの発生時においては、速やかに市へ報告し、感染症対策マニュアル等に沿って、感染症の蔓延を防止するための対策を講じてください。

⑳ 交通安全対策

送迎サービス等において自動車等を運転する際は、交通法規等を遵守するとともに、細心の注意を払い、安全運転と事故の防止に努めていただきます。

(3) 指定管理者と市の業務分担及びリスク分担

① 業務分担

指定期間中の指定管理者と市の主な業務分担は、次の「業務分担表」によるものとし、門真市議会の議決を経た後に締結する基本協定書に明記することとします。

【業務分担表】 ◎主たる業務 ○一定の範囲で業務を実施

項目	指定管理者	市
施設の運営管理	◎	
広報	◎	○ 市広報媒体
施設の維持管理	◎	
施設内の備品管理	◎	
非常時における初動対応（被害調査、報告、応急措置等）	◎	○
災害復旧（本格復旧）		◎
施設内の備品の修繕、改修等	◎ 1件につき30万円 （消費税及び地方消費税を含む。）未満	○ 1件につき30万円 （消費税及び地方消費税を含む。）以上
苦情対応	◎	○
包括的管理責任（管理瑕疵を除く。）		◎

② リスク分担

指定管理者は、管理運営に当たり原状を変更し、施設及び備品等の貸付物品を損壊又は破損したときは、市が指定する日までに原状回復又は損害の相当額を賠償していただきます。ただし、市が施設等の価値を高めると判断したとき又は、やむを

得ないと認めたときは、その限りではありません。

なお、指定管理者と市とのリスク分担は、次の「リスク分担表」のとおりとし、門真市議会の議決を経た後に締結する基本協定書に明記することとします。

【リスク分担表】

段階	種類	内 容	負 担 者		
			指 定 管 理 者	市	
共通	法令、政策等の変更	事業運営に影響のある法令の変更（他の項目に記載されているものを除く。）	○	○	
		市の政策等の変更による施設の移転、廃止等		○	
	金利	金利の変動	○		
	資金調達	必要な資金確保	○		
	接客・住民問題	施設利用者及び地域住民等からの苦情等の対応	○		
	安全性の確保及び環境の保全	維持管理及び運営における安全性の確保並びに周辺環境の保全（応急措置を含む。）	○		
	第三者賠償	維持管理及び運営において第三者に損害を与えた場合	○		
	事業の中止又は延期		施設所有者の責任による遅延又は中止		○
			法令その他制度の変更等のため市の施設所有が困難になったことによる中止		○
			事業者責任による遅延又は中止	○	
事業者の事業放棄又は破綻			○		
天災等不可抗力または施設及び設備の改修工事による事業中止又は延期				協議事項	
応募段階	応募コスト	応募コストの負担	○		
	資金調達	必要な資金の確保	○		
準備段階	引継コスト	施設運営の引継コスト	○		
維持管理運営段階	物価 維持補修	物価の変動	○		
		業者の発意により行う施設及び設備の維持補修	○		
		施設設備の保守点検（日常の維持補修を含む。） 施設及び設備の経年劣化による維持補修（建物所有者発意による維持補修を含む。）	○	○	

	施設及び設備の経年劣化による維持補修（緊急を要するもの）	○	
	事故又は火災による施設及び設備の維持補修	○	
	天災その他不可抗力による施設躯体及び設備の損壊復旧	協議事項	
	法令改正により必要となった施設躯体の維持補修（施設利用者の生命身体の安全確保を目的として施設躯体の改善が必要となった場合）		○
	法令改正により必要となった施設及び設備の維持補修（上記以外の場合）		○
	利用者の減少、競合施設の増加、需要見込みの誤りその他の事由による経営不振	○	
市場環境の変化			協議事項

7 放課後等デイサービスの詳細について

(1) 放課後等デイサービスの人員基準・設備基準の概要

次に掲げる法令等を遵守してください。

- ・ 児童福祉法、厚生労働省省令及び厚生労働省告示
- ・ 厚生労働省が作成した放課後等デイサービスガイドライン

(2) 放課後等デイサービス療育の内容

① 放課後等デイサービス計画の作成

② 基本事業

ア 日常生活訓練

日常生活動作、歩行、軽スポーツ、音楽活動等

イ 集団生活適応訓練

会話、手話、点字、パソコン操作等

ウ 創作的活動

絵画、工作、園芸等

エ 更生相談

医療、福祉、生活の相談等

オ 介護方法の指導

家族等に対する介護技術指導等

カ 健康指導

健康チェック、健康相談

③ 送迎サービス

送迎サービスの区間については、学校等が協議し、指定した場所及び対象児童の自宅と障がい者福祉センターとの間とし、車両をもって実施する。

※ 上記②については、あくまで基本事業であって、実際事業を行う場合には障がい児の状況を勘案すること。

なお、上記(1)及び(2)については、大阪府が作成した「障がい児通所支援指定申請のてびき」にも明記されているものであり、詳細については、別途市及び指定管理候補者間において協議するものとする。

8 応募の手続

(1) 募集要項の配布等

① 配布期間

令和5(2023)年6月26日(月)から7月10日(月)まで
午前9時から午後5時30分まで

※ ただし、土曜日、日曜日及び祝日は配布を行いません。

② 配布場所

門真市中町1番1号
門真市役所別館1階
保健福祉部 障がい福祉課
電話 06-6902-6154

※ 市ホームページからもダウンロード可能

(2) 障がい者福祉センター現地説明会

現地説明会には、必ず出席してください。

なお、説明会に出席しない団体等からの応募は受け付けません。

① 開催日時及び会場

ア 開催日時 令和5(2023)年7月28日(金)午後4時30分から
各自で集合すること。

イ 会場 障がい者福祉センター(門真市御堂町14番1号)
(門真市保健福祉センター2階)

ウ 電話 06-6904-6812

② 申込方法、期限及び場所

ア 申込方法 現地説明会参加申込書(追加様式1)により、持参、郵送又はファクシミリ(06-6905-9510)で行ってください。口頭、電話又はメールによる申込みは、取り扱いません。なお、参加に当たっては、会場の都合により各団体2名までとします。

イ 申込期限 令和5(2023)年7月10日(月)から7月24日(月)午後5時30分まで
(必着)

※ ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付を行いません。

ウ 申込場所 門真市役所別館1階 保健福祉部 障がい福祉課

(3) 質問の受付

- ① 質問票（追加様式2）により令和5（2023）年7月31日（月）から8月7日（月）午前9時から午後5時30分まで（必着）に持参、郵送、ファクシミリ又はメールで提出してください。
※ ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付を行いません。
- ② 提出先 門真市役所別館1階 保健福祉部 障がい福祉課
※ 質問は上記時間以降、手続関係を除き受け付けません。
- ③ 寄せられた質問についての回答は、令和5（2023）年8月15日（火）までに直接又は市ホームページへの掲載をもって行います。

9 提出書類

(1) 必要書類

応募に当たっては、次に掲げる書類を提出してください。

- ① 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- ② 申請資格を有していることを証する書類
 - ア 法人登記簿謄本
 - イ 定款又は寄附行為、規約及び印鑑証明書
 - ウ 納税証明書（法人税、消費税、地方消費税、固定資産税、都道府県民税及び市町村民税）（直近3箇年分）
 - エ 団体の代表者及び役員等の氏名並びに履歴を記載した書類
- ③ 施設事業計画書（様式第2号）
- ④ 管理業務収支計画書（様式第3号）
※ 令和6（2024）年度から令和10（2028）年度まで年度ごとに記載してください。
- ⑤ 申請団体の経営状況を説明する書類
 - ア 過去2事業年度分の損益計算書又はこれに類する書類
 - イ 過去2事業年度分の貸借対照表及び財産目録又はこれらに類する書類
 - ウ 前事業年度の事業報告書
※ 団体設立後3年未満の場合にあっては、設立時からのものを提出してください。
- ⑥ 就業規則及び具体的な金額が明記された給与規則等（労働局の受理印のある写し）
※ 労働局に提出義務のない場合などは、様式の指定はありません。
- ⑦ 指定管理者指定申請に係る誓約書（追加様式3）
- ⑧ インボイス制度における適格請求書発行事業者としての登録を受けた又は指定管理機関開始までに登録を受ける予定の団体であることを証する書類
- ⑨ その他市が必要と認める書類
＜複数の法人がグループを構成して応募する際の留意事項＞
 - ア 共同提案の場合の構成団体の概要（追加様式4）はグループ名、代表者等とと

もに、グループを構成する全ての法人について記名押印してください。

イ 上記(1)必要書類のうち①、②、⑤及び⑧については、全ての法人ごとに提出してください。

ウ グループの構成員となった法人は、同一の施設に応募する他のグループの構成員になることができません。また、単独での応募もできません。

(2) 提出部数

① 書類は、A4版を用いてページ数を付し、インデックスで各項目が表示された正本1部と副本10部を同時に提出してください。

② 法人登記簿謄本及び納税を証明する書類等の公的証書についても正本1部と副本10部を同時に提出してください。

(3) 提出期間

令和5(2023)年8月21日(月)から8月28日(月)まで

午前9時から午後5時30分まで

※ 土曜日、日曜日及び祝日は受付を行いません。また、期間外は理由の如何に関わらず受付は行いません。

(4) 提出場所及び方法

① 提出場所 門真市役所別館1階 保健福祉部 障がい福祉課

② 提出方法 必ず持参の上、提出してください。

(5) その他

① 提出書類の不備

提出書類に不備があった場合は、審査の対象とならないことがあります。また、受付期限までに所定の様式が整わなかった場合、選定の対象から除外します。

② 虚偽又は不正の記載

提出書類に虚偽又は不正の記載があった場合は、申請を無効とし、失格とします。

③ 記載内容の変更

申請書類提出後の記載内容の変更は、理由の如何を問わず認めません。

④ 応募に係る費用

応募に係る経費は、申請者の負担とします。

⑤ 複数応募の不可

複数の応募はできません。ただし、同時期に行う他の施設に応募することは可能です。

⑥ 提出書類の返却

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑦ 情報の公開

選定の結果、申請者名、審査結果の概要等を公表することがあります。また、申請書類についても、門真市情報公開条例に基づいて公開する場合があります(条例第6条第2号に規定する不開示情報等を除く。)

- ⑧ 複数の法人がグループを構成して応募する際、構成団体のいずれかが①及び②の要件に該当する場合は、選定の対象から除外します。

10 指定管理候補者の選定

(1) 選定の方法

障がい者福祉センター指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、申請書類等について審査を行い、指定管理候補者を選定します。

(2) 選定委員会の構成

- ① 学識経験を有する者 …………… 1名
- ② 指定管理施設の管理運営について専門的な知識を有する者 …… 3名
- ③ 本市の職員 …………… 1名

(3) 審査方法

選定委員会において、審査基準等に基づき提出書類等の審査（第1次審査）を行い、上位3位以内の法人等によるプレゼンテーション（第2次審査）を経て、指定管理候補者を第2順位まで選考します。

なお、次に掲げる要件に該当した場合は、選定対象から除外します。

- ① 提出書類に著しい不備があった場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 提案内容が、施設の設置目的等を著しく逸脱した内容となっているもの。また、関係法令に違反している場合
- ④ その他不正行為があった場合

【審査基準】

利用者が平等に施設を利用できることを前提条件とし、下記の選定項目を基準に、効果的かつ効率的な管理運営の具体策を審査します。

No.	選定項目	審査項目
1	利用者の平等な利用が確保されるものとなっているか。	① 管理運営方針 ② 平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果

2	施設の効用を最大限に発揮させられるものであるか。	① 利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果 ② サービス向上を図るための具体的手法及び期待される効果 ・利用者からの苦情解決への対応等 ③ 施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性 ④ 防犯、防災及び緊急時の取組
3	管理運営を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているか。	① 安定的な管理運営が可能となる財政的基盤 ② 安定的な管理運営が可能となる人的能力 ③ 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性 ④ 類似施設の管理運営実績
4	個人情報保護に関して適正な管理が図られているか。	① 利用者の個人情報について、どのような保護措置を講じるか。 ② 個人情報の保護について十分に理解しているか。
5	その他、管理運営に際して必要な事項	社会的要請に応えた体制・活動内容 ① 高齢者・障害者等の雇用・就業についての方針 ・就業支援、就業困難者等の雇用及び障害者法定雇用率の達成への取組等 ② 地域の経済や労働事情に対する貢献 ・地元採用、継続雇用への配慮等 ③ 環境問題への取組 ④ 個人情報の保護及び情報公開を適切に行うための措置 ・守秘義務等の管理が適切か等 ⑤ 感染症が発生及びまん延した時の対処方法が講じられているか。 ⑥ 送迎サービス等において安全運転と事故防止策を講じられているか。

(4) 選定結果

申請書を提出した法人には第1次審査結果を10月上旬（予定）までに通知します。また、プレゼンテーションの該当法人についても、第1次審査後に実施の日時、場所、内容等を通知します。

プレゼンテーション（第2次審査）の選考結果については、10月下旬（予定）まで

に通知します。

(5) 会議録の公開

各回の審査終了後2週間以内に議事の要旨を公開するとともに、指定管理候補者が決定された後、門真市情報公開条例第6条に掲げる不開示情報を除いた会議録を市ホームページ及び情報コーナーで公表します。

11 指定管理者の指定

指定管理候補者は、門真市議会における議決を経た後に指定管理者として指定し、その旨を告示します。

12 協定に関する事項

市議会の指定議決及び告示の後、指定管理者が行う業務の範囲、内容等について協議を行い、基本協定書及び年度協定書の締結を行うものとします。

13 事務の引継ぎ

(1) 指定期間前（令和6（2024）年3月31日以前）の事務の引継ぎ

指定期間の開始から指定管理業務が円滑に支障なく実施できるよう、市及び現行の指定管理者との事務の引継ぎを必要に応じて行うものとします。

なお、引継ぎに要する費用は、現行の指定管理者の負担となります。

(2) 指定期間満了前（令和11（2029）年1月から3月まで）の事務の引継ぎ

必要に応じて、次期指定管理者等との事務の引継ぎを行っていただきます。

14 その他

(1) 応募受付後に辞退する場合には、辞退届（追加様式5）を提出してください。

(2) 指定管理者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

(3) 指定管理者が、協定の締結までに事業の履行が確実でないと認められる事実が判明したとき、又は著しく社会的信用を損なう等により指定管理者として相応しくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

(4) 上記(2)又は(3)により、指定管理者の指定を取り消した場合は、次点者の順に門真市議会での議決を経た後、指定管理者に指定します。

(5) 上記(2)又は(3)により、指定管理者の指定を取り消された者は、市に生じた損害を賠償しなければなりません。

15 問合せ先

門真市中町1番1号

門真市役所別館1階

保健福祉部 障がい福祉課

電話 06-6902-6154

FAX 06-6905-9510

電子メール fuk07@city.kadoma.osaka.jp